

1 補助対象事業

- ① 既存小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業
- ② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（非常用自家発電設備整備事業分・水害対策強化事業分・耐震化分・大規模修繕等分）
- ③ 社会福祉法人連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業
- ④ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- ⑤ 高齢者施設等の水害対策強化事業
- ⑥ 高齢者施設等の給水設備整備事業
- ⑦ 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業（ブロック塀等改修）
- ⑧ 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

2 留意事項

(1) 提出書類作成における基本的事項

- ① 事業の詳細及び単価は別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」及び「交付金概要資料」を参照してください。（参考 1-3、1-4）
- ② 令和 6 年度の補助内容であるため、令和 7 年度においては補助内容や要件等が変更される場合があります。
- ③ 補助金には限りがあるため優先順位を設定する都合上、事業内容の欄に、防災・減災に関する緊急対策推進の観点から事業の必要性及び具体的な事業内容を記載してください。
- ④ 令和 7 年度事業として、国から協議があった場合は、本調査に整備予定がある旨の回答をした施設・事業所の中から予算の範囲内で協議を進めていくことから、令和 7 年度中に、確実に整備が見込める事業を対象とします。

なお、国への協議を行う際には、改めて具体的な事業内容、見積書等の必要書類の提出が必要となります。

(2) 個別事業に係る留意事項

- ① 社会福祉法人連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業の対象は、令和 4 年 4 月から施行された社会福祉連携推進法人制度による社会福祉連携推進法人の会員の施設等又は令和 4 年 4 月以降に法人間合併を行った法人内の施設等に限りません。
- ② 非常用自家発電設備整備事業においては、72 時間以上の可動可能な設備かつ工事を伴うものを対象とし、太陽光型及び工事を伴わない可搬型は対象外です。
- ③ 水害対策強化事業においては、災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンに所在する

高齢者施設等が対象となりますので、参考3「高齢者施設等の水害対策強化事業」を必ずご確認ください。

- ④ 換気設備の設置に係る経費支援事業においては、施設の構造や立地等により、十分な換気が行えない施設を対象とし、窓や換気設備が設置されている居室は原則対象外です。
- ⑤ 空調整備（エアコン）の工事について、埋込式でない場合は補助対象外です。